

公表日：2023年6月1日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	87.4%
正規職員	87.8%
パート・有期職員	88.5%

対象期間：令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、諸手当、賞与

※パート労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間（8時間/日）をもとに、人員数の換算を行っている。